

▼第二次再審請求の「新証拠」——細川論文（総合雑誌『改造』1942
[昭和17]年8月号・9月号に掲載の現物）

細川論文

荒井信一先生の 鑑定書、裁判所へ提出

横浜事件 再審裁判を 支援する会

世界史の動向と日本

細川 嘉六



世界史の動向と日本

細川 嘉六

現代に於て世界経済は全世界即ち全世界の人類世界を
本主義體系に調整支配し、史上初めて世界問題として文明と
文化との調整問題を提起し、



これは一九一九年アメリカ大統領ウィルソンの宣明の下に
前述の如き多角的規模の国際聯盟が世界の政治経済に於け
一重大矛盾を平和的手段によつて解決せしむべき

現在世界の世界情勢は、人類史上未曾有の危境に出現し、
この危境は、このままでは、このままでは、このままでは、

たる歴史と知識との範囲を出てゐるか否か、日本の富強す
る世界情勢は、かくの如き程度の既成概念、これに基づき
策とを遂行して、かくの如き程度の既成概念、これに基づき
か、かくの如き程度の既成概念と政策とは結局、結局、結局、

★まだお済みでない方は、会費更新をよろしく!! (会員更新数 現在 三三六名)

No.31

1996.6.15

[事務局]

〒101
東京都
千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

小野貞さんの遺骨 富士を望む霊園に

第二次再審請求人・小野貞さんが
永眠されてから八カ月が過ぎまし
た。この間、小野さんの遺骨は、生
前、小野さんご自身が用意されてい
た霊園に、遺児の新一さん、信子さ
んの手で納骨されました。あわせ
て、父の小野康人さんの遺骨も新た
な墓地へ移されたとのことでした。
横浜事件の苦難とともにされたお
二人は、泉下で再審裁判のことなど
語り合われているかも知れません。
本号8頁に、信子さんの心にしみ
る文章が掲載されています。

今井清一先生の 鑑定書に続いて

昨年暮れの今井清一先生の「細川
論文」鑑定書に続いて、同じ現代史
研究者である荒井信一先生の鑑定書
が弁護団の大川隆司先生を通して裁
判所へ提出されました。

荒井先生の鑑定書(論文)は一九
四〇年代当時の日本の歴史学界・言

論界の状況まで踏まえた力のこもつ
たものです。次頁以下にその全文を
掲げましたので、前号の今井先生の
論文要旨とあわせ、ぜひ一読いた
だきたいと思ひます。

荒井先生は、細川論文を「抗戦力
の観点から日本の『大東亜共栄圏』
における民族政策について政策提言
をおこなった論文」と規定され、そ
の主張はつまるどころ、「未解放民
族の民族自決と近代的進歩の促進な
ど、植民地主義と植民地支配の『革
新』にあつたと述べられています。

したがって、「本論文を社会主義
社会の実現による矛盾の止揚を説い
た『共產主義的啓蒙論文』とするの
は治安当局の予断に基づいた全くの
曲解というよりほかない」というの
が荒井先生の鑑定書の結論です。

こうした専門研究者の「鑑定」を
受けた上で、裁判所がはたしてどん
な判断を下すのか、刮目して待ちた
いと思ひます。

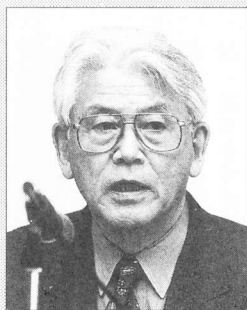
ところで細川論文の主題は、日本
はアジア諸民族とどんな関係を結ぶ
のかということでした。そのテーマ
は、「従軍慰安婦」問題に端的に示さ
れているように、今日なお未解決の
まま残されています。その意味で、
細川論文 第二次再審裁判を、過ぎ去
った過去の問題としてでなく、今なお
生きている現代の問題として取り組ん
でいきたいと思ひます。(U)

〈鑑定書〉

細川嘉六 「世界史の動向と日本」 について

一九九六年三月一日作成

荒井信一



確定判決の
認定

「世界史の動向と日本」は一九四二（昭和一七）年に雑誌『改造』8月号および9月号に掲載された細川嘉六の時事論文で、「唯物史観の見地より社会の発展を説き社会主義社会の実現が現存社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の途にして我国策も亦唯物史観の示す世界史の動向を把握して其の方向に沿い樹立遂行せらるべきことを暗示したる共産主義的啓蒙論文」（確定判決）とされ、横浜事件の有罪判決の重要な根拠とされたものである。細川論文がはたし

てここにいうような「共産主義的啓蒙論文」であったかどうかについて歴史学の立場から吟味してみることが本稿の課題である。

世界史ブーム
の時代

日中戦争がアジア太平洋戦争に発展した一九四〇年代前半には、学会でも論壇でも世界史の問題が盛んに論じられた。この問題が各界で集中的に論じられたのは明治以来初めてであり、其の意味では一種の世界史ブームがあったと言ってよい。東大の辻善之助（日本史）、今井登志喜（世界史）、和田清（東洋史）三教授

の監修により講座『世界歴史』（全八巻）が刊行される一方、京大の関係者による高山岩男『世界史の哲学』、鈴木成高『ランケと世界史学』などが話題をよんだ。高山、鈴木らは論壇でも盛んに発言したが、太平洋戦争を世界史を形成する道義的生命的力の現れとして賛美した高山の主張に明らかのように、世界史ブームの背景の一つは世界新秩序の建設という戦争イデオロギーを日本民族の世界史的使命として裏付けようとすることにあった。このような戦争美化論的な潮流のなかにも露骨に時局便乗的なものから比較的眞面目なまでのまで幾つかの流れがあった。たとえ小林立元『西亜記——西アジアの

歴史と文化』は世界新秩序を日本人の世界史認識の転換を促す契機としてとらえ、これまで日本人の世界史認識から欠落していた西南アジア（東洋と西洋の中間にある中洋）の世界史的意義を強調するとともに、世界新秩序建設史の一環に西南アジアの更生があることを指摘した。明治以来西洋史・東洋史の二分法で世界を見て来た日本人の歴史観の転換を求める議論であった。

しかし世界史ブームのなかで現れた著作のすべてが聖戦賛美に帰結する歴史論を展開したわけではなかった。前述の講座『世界歴史』は講座という性質上一定の傾向を定めがたいし、近代史・現代史の部分でい

ばとくに日本史の論文に時局便乗型な空疎なものがめだつたことも事実であるが、しかし筆者の専攻した西洋史の部分についていえば、ほとんどが学問的な姿勢を崩さず実証的なスタイルで執筆されていた。当時姫路高等学校教授であり、この講座に二点の論文を執筆した西洋史学者の江口朴郎は、講座について回顧して「おそらくこの『世界歴史』は戦前における良心的な歴史の叢書としてギリギリのものであったし、そのようなものとして最後のものであったかもしれない」としている。

皇国史観を

どう見たか

江口がここで「良心的な歴史」と言っているのは、直接には戦時中に天皇と国家への献身を説いて国民を戦争に駆り立てた皇国史観を念頭においているからである。皇国史観は天皇中心の歴史観であるが、方法的な問題に限っていても神話や伝説に無批判に依拠したり、天皇にたいする忠義を基準として過去の人物の行動を評価するなど科学性・客観性という点で重大な欠陥があった。近代歴史学は一九世紀のドイツで確立

し、明治初年に我が国にも導入されたが、基本的には厳密な史料批判に基づく実証と、歴史過程に内在する発展の論理によって歴史を再構成しようとする。江口が「良心的な歴史」としたのはこのような近代歴史学の立場を堅持することであり、また皇国史観だけでなく軍部や国家権力を背景として横行した非科学的な時局便乗的世界史論をなんらかの形で批判し、対抗してゆくことであつた。

すでに一九四〇（昭和一五）年に、津田左吉博士の『神代史の研究』『故事記及び日本書紀の研究』などの著書における「神話」批判が「皇室の尊厳を冒瀆する」ものとして博士が出版法違反の罪で起訴され、第一審で有罪判決をうけるといふ事件があつた。津田は一九四二年に控訴院に提出した上申書のなかで裁判所の決定に抗議し、「記紀の研究そのことを一般的に否認することになり、更にそれのみならず学問的研究そのことを根本的に否認することになるのであります」とのべている。

津田の指摘のように当時記紀批判のみならず一般に「良心的な歴史」の立場を貫くことには根本的な困難

があつたのであり、この困難おしして所論を公にするためには厳重な検閲の目を逃れるためのフレーズを書き入れるとか、いわゆる奴隷の言葉を使うなどの工夫が必要であつた。しかしそれにも限界があつて、ある一線を越えれば聖戦賛美に流れる結果となることも明らかであつたので、どこまで書くかについてたえず苦渋の選択を迫られるのが実情であつた。江口が前述の文章のなかで「ギリギリ」といつているのはこの

ような実情を指しているのので、検閲を意識しつつ自分の良心を貫くために「奴隷の言葉」を使うなどの工夫は「偽装」を止む無くされることは当時一般的におこなわれていたことであつた。今日から見れば非難されるべきは、緊急避難ともいふべき「偽装」を行わざるをえなくした苛酷な検閲と言論弾圧を国民に課した権力者たちの行為であつて、「偽装」によってあくまで自己の良心の自由と学問的立場をまもろうとした人々ではない。

重厚な内容

の作品

細川論文の評価は、以上のような

この論文の発表された一九四二年当時の言論状況を念頭においてなされなければならぬ。それは確かに冒頭に記したように時事的な論文であり、叙述のスタイルからいえば評論の形をとり実証性という点で問題があるが、しかしそれは、次の二点において単なる時事的論文の域を脱して、本格的な論文に近い重厚な内容の作品になっている。

世界の危機と

人類史的危機

まず第一に「現在当面の世界情勢は、人類史上未曾有の危機に由来し、これを示現している。」という論文の冒頭の言葉が示すように、二つの大戦を生み出した現代世界の危機を人類史的危機とみて、現代世界の危機とその打開策を六〇〇〇年におよぶ世界史の動向とかわらせて論じており、其の点で時事的な解説や評論を越えている。現代における歴史意識が危機意識においてもっとも先鋭にあらわれ、現代の歴史学がこの危機意識を内的契機として自律的主体的発展を行つて来たことは、一般に指摘できるが、細川論文もこのような意味で、戦時下の日本人の

危機意識がうみだした優れた世界史論のひとつと見ることができると

第二に近代歴史学の成立のひとつの要件が、歴史過程に内在する発展の論理に依拠することにあることは前述の通りであるが、其の場合の歴史発展の論理とはいうまでもなくア・プリオリに与えられるものではなく、確定されている歴史事実や歴史過程の分析によってえられた作業仮説を指す。この作業仮説は新しく解明された歴史の側面によりたえず修正されなければならないが、また同時に社会科学の一部として一定の普遍性を有することが必要である。とくに皇国史観をはじめ聖戦賛美の歴史論の多くが神国・皇国としての日本やその使命の特殊性と唯一性を強調したことを念頭におけば、それを批判し対抗する「良心的な歴史」の流れが一国的発展を超えた世界的発展の論理の普遍性を強調したり、自由や平等のような普遍的理念の発展を中心に歴史の論理を展開する傾向を強く示したとはいわば当然であった。細川論文の世界史論は明らかにこのような特徴をそなえており、そのことも学問的な著作に必要な客観性・普遍性の証しとなっている。

細川論文の
論理構造

それでは細川論文はどのような理論で世界史の発展をとらえようとしているのであろうか。細川は論文の第二章で、人類史、とくにルネッサンス以後の歴史を考察している。細川は現代世界の危機の根底に「人類六千年の歴史において積成発展したる文明と文化との調整問題が第二十二世紀に至って始めて世界的規模において提起されているという事実」があるとしている。文明とは「人類の自然支配力の体系」、文化とは「文明と関連する人類の生活価値の体系」であるが、細川はこの両者の乖離、矛盾が頂点に達し調整困難になったことが二十世紀の世界的危機の根底にあるとするのである。簡単にいえば人類史の過程で生産力（『文明』の発展が次々に新しい社会組織の変化を生み出して来たのであるが、科学と技術の発達による生産力の発展は近代に近づけば近づくほど急速となり、二十世紀には史上空前の発展をとげ「世界史上始めての出来事として全世界が資本主義的近代工業の支配勢力下に網羅されたとい

う劇的な事態」をむかえた。しかしこの「世界経済組織化」はその反面で「史上空前の世界諸民族間における闘争激化」を内包し、その結果未曾有の世界恐慌と軍備大拡張が行われ世界戦争に発展したとするのである。

第三章は「精神的方面の発展」としてルネッサンス、宗教改革を画期とする科学技術の発展と個人の自由と平等の思想の実現とを相関的かつ歴史的に追求している。そして二十世紀を科学の発展を中核とした現代文明の限界が明らかとなり、現代文明にたいする懐疑と絶望や科学技術の発達にたいする幻滅が欧米の思潮に現れ、「現代文明に相応すべき文化体系——人間が生きがい働がい、そして無限の希望を将来にもち得べき文化体系の成長なくしては全文明の崩壊」となるような重大問題の解決を世界が迫られているものと見ている。

一種の生産力
史観

第二章、第三章の世界史論を通読して感じるのは、それが一種の生産力史観に基づいて展開されていることで

ある。近代以降においては生産力の発展はとくに工業において顕著であるから、それはまた工業中心史観でもある。論文の至る所で工業化を指標として生産力の発展、停滞、後退が示されている。そのこと自体を問題にするわけではないが、たとえば一九二九年の世界恐慌の日本に対する「打撃」について「日本においては近隣に後進地域たる植民地半植民地を有することによって打撃は軽微であった」と述べているのを見ると、其の感を深めざるをえない。周知のように世界恐慌の日本への波及は対米輸出の八割をしめた生糸の激落として始まり、その結果繭価の暴落が農家経済を直撃して激しい農業恐慌の引き金となったし、また工業恐慌とならんで農業恐慌の深刻な発展がいわゆる昭和恐慌の重要な特徴となった。その結果昭和恐慌は日本の近代史上もつとも深刻な恐慌となった。一九三二年のコミンテルンの『日本の情勢と日本共産党の任務』（三三テーゼ）も、日本では社会的諸条件が「工業恐慌と農業危機との結合を導き、都市および農村において経済恐慌を未曾有に先鋭なものとしている」という認識を示している。細川の認識がこのコミンテルンの認

識とはまったく違うことはいうまでもないが、このような違いが生じるのは細川の史観が彼独自の工業中心史観であるからである。

近代ヨーロッパ 中心史観

イギリスの産業革命に先導された近代工業の発達はヨーロッパを中心に行われるのであるから、工業中心史観はまた近代ヨーロッパ中心史観にならざるをえない。それは自由平等思想の発達と近代科学の発達を考察した第三章に、とくに顕著にあらわれている。ルネッサンスと中世との断絶性の強調、自由のみならず平等思想の先駆者としてのルターの過大評価、東洋社会・文化の停滞性論、ダーウィンの進化論の社会文化的意義の強調などは一九世紀のヨーロッパで受容され発達した考え方で、現代において強く批判されたり、修正されているものであるが、細川論文にはその影響が強く認められる。

は自由主義的歴史観として分類できる性質のものであり、政治思想的には近代主義的リベラル左派の考え方にちかい。

マルクス主義 の影響

それにもかかわらず前記判決は細川論文について二カ所で「唯物史観」という言葉を使っている。唯物史観は、人間の意志から独立した生産力と生産関係との照応・矛盾を中心として社会発展の歴史を法的にとらえていく考え方である。細川の生産力史観がこのマルクス主義の考え方から強く影響されたものであることは推察できるし、また恐慌の原因を、私利利潤の獲得を主要目的とする資本主義的な生産関係が生産力の発展に照応しなくなってきたことに求める彼の恐慌論（現代世界秩序の危機論）にもその点はよく現れている。確かにその影響は重要ではあるが、本論文に関する限り自由主義的歴史観に史的唯物論を加味して修正したという性格のものであって、さきに指摘したようなその本質には変わりはない。それは彼の生産力史観が工業史観に偏して交通を除

けば農業のような他の産業部門の分析を欠いているなど、生産力を構造的に捉えていないこと、またとくにいわゆる独占資本段階に不可欠な金融資本についての分析がほとんど無く、そのために「世界経済組織化」の把握が平面的であるなど、生産関係の分析が一般論以外にはほとんど捨象されている印象を与えていることなどによく現れている。生産力と生産関係の矛盾は生産と消費の矛盾に単純化されている観がある。生産と消費の矛盾に過剰生産恐慌の原因を求める考え方は自由主義的経済学説にもあり、史的唯物論に固有のものではない。

戦時中の 言論界

むしろ細川の生産力史観が戦時中の言論界で流行した生産力（抗戦力）論の枠組みで展開されていることが重要であろう。現代の戦争の特徴が総力戦として戦われ、軍事力とともに経済力が決定的役割を果たす事はいうまでもない。戦時生産力の増強は日中戦争以来国家の至上命令となったが、それはイデオロギーの問題というよりは具体的な戦時経済

の運営の問題であり、先例として重視されたものの一つが社会主義建設五年計画（一九二八年以降）によるソ連の計画経済であった。ソ連の計画経済もまた第一次大戦中のドイツ戦時統制経済を範にとったものといわれ、生産力増強の観点からドイツやソ連の統制経済の紹介に関心が注がれたのであった。このようは事情は戦争に批判的なマルクス主義の影響をうけた経済学者やソ連事情に詳しい人々にも発言の余地を与えたが、その発言は生産力増強という国家的要請の枠内で論じられなければならなかった。細川の生産力史観もこの枠組みの中に含まれるものであり、またこの枠組みの中の「ギリギリ」の発言であった。

ソ連民族政策 の評価について

細川論文の第四、第五章はソ連について論じている。その論点の一つはソ連国民がドイツとの戦争でしめした団結と根強い抗戦力が、革命以来の国内建設の成果にもとづくことの指摘にある。しかし細川は国内建設の成果を単に工業化と農業の機械化のみに見るのではなく、むしろ民族

政策の成功について生産力史観の立場から大きく評価している。一九三六年のいわゆるスターリン憲法が公布された段階でソ連は一一の民族共和国により構成されていたのであるが、とくに「後進地域」における工業と文化の急速な発展と「旧式文化」の自然な社会主義的変容によって憲法の規定する民族自決権と諸民族の平等が実体的な裏付けが得られ、この段階で諸民族の融和が実現したものと見ている。独ソ戦で発揮されるソ連邦構成諸民族の団結と強い抗戦意欲の基礎がこの民族融和にあったこと、すなわちソ連の社会主義建設の過程でおこった急速な工業化と文化的発展およびそれを基礎とする民族融和の実現がソ連の抗戦力に貢献した積極的意義を強調するのである。

細川は資本主義的世界秩序が生産力の発展にたいして桎梏と化し、世界市場の獲得をめぐる列強間の闘争を激化させ、結局その矛盾の解決が戦争に求められたり、恐慌を必然化させたりしていることを強く批判し、そこに現代文明の危機を見ている。そしてこの危機を解決するために「現代文明に相応すべき文化体系」の成長が急務であるとしたこと

はさきに述べた通りである。彼のいう「文化」とは、生活者が働きたいと未来への希望をもって生活できるような価値体系のことであり、かれがソ連においてそれが実現しつつあると考えたことも事実であるが、それをもって細川がこの論文で社会主義社会の実現を説いたものと即断することはできない。それは二つの面からいえるように思う。

アジアの改革を促進する民族政策

一つはソ連論の大半がその民族政策に当てられていることである。そしてその「成功」が「文字を知らざる諸民族に文字を教え近代文明と文化を教え来ったこと」すなわち近代化の成功に求められていることである。ソ連の国内建設が主として「後進地域」の諸民族の近代化について論じられ、しかもそれが抗戦力論の枠組みのなかで論じられていることは細川の真意が、日本の「大東亜共栄圏」政策の批判にあったことを示している。細川は日本がアジア諸民族を組織化しその力を抗戦力として役立てるためには、日本の対アジア民族政策が合理的なものであ

り、その近代的な改革と自立を促進するような性格のものであるべきことを示唆したにすぎない。

民族運動と「国内革新」

おなじことは第六章でトルコ、中国、とくに新疆省、インドなどの近代化や民族問題について論じた部分についても指摘できる。これらの地域における民族運動の発展は第一次世界大戦の結果とソ連の反帝国主義外交の影響を受けておこなわれた

が、議論の中心は「国内革新」の問題におかれている。ここでもソ連の支援をうけた工業と鉄道などの物質的近代化の問題に触れてはいるが、重点は選挙権や信仰の自由など民主化と少数民族政策の成功、それを基礎とする民族融和の展開におかれている（とくに新疆省の例）。中国の抗戦についても中国共産党の民衆政策、とくに農民にたいする民主化・負担軽減政策が抗戦力の観点からとりあげられ、それが国民党の民衆動員政策にも波及、反映している側面が指摘されている。このような国共両党の間における民衆動員のための民主化・近代化政策の相互浸透作用

についての指摘は、今日においても新鮮な問題提起であるが、このことも細川の問題観があくまでも抗戦力論の枠組みにあることを示している。インドについても「現大戦の過程に、インド民衆の反ファシズム反帝国主義と国内革新とがいかなる発展をなすであろうか」が問題とされている。

民族政策の政策提言

このように見てみると、細川論文は抗戦力の観点から日本の「大東亜共栄圏」における民族政策について政策提言をおこなった論文と規定することができよう。そして日本が東亜諸民族の力量を抗戦力として結集し、諸民族の融和と世論の支持を得て指導性を発揮するためには大胆な「革新」が必要であることを説いたものである。この場合の「革新」が日本の国内革新（例えば社会主義革命）ではなく、むしろ未解放諸民族の民族自決と近代的進歩の促進など、植民地主義と植民地支配の「革新」をさすことは論文全体の議論の進め方から明らかである。そして基本的に抗戦力論の枠組みを真摯に

維持したことによって総力戦の遂行を至上命令とする内閣情報局の検閲をパスすることができたと思われる。本論文を社会主義社会の実現による矛盾の止揚を説いた「共産主義的啓蒙論文」とするのは陸軍の予断に基づいた全くの曲解というよりはかはない。

先進諸国における民衆運動や従属地域における民族解放運動の発展した段階の総力戦であった第二次世界大戦では、戦争に本国や植民地の民衆の抗戦力を結集するために主要な交戦国がそれぞれ何らかの形で革新的な社会政策や民族政策の実行を約束せざるをえない側面が客観的に存在した。それが実行にうつされるかどうかは、当該国家の国内体制の如何によったが、このような客観的要請が存在した点では、日本が属した枢軸国と連合国とのあいだに区別はなかった。細川論文の主題とされた民族政策については、連合国の公表した戦争目的である大西洋憲章（一九四〇年八月）も民族自決権として、すべての民族の政体選択の自由、「関係国民の自由を表明する希望と一致しない領土の変更」を望まないこと、「主権および自治を強奪された者」へのその返還をわか

げ、また社会的経済的要求として「改善された労働条件、経済的進歩及び社会保障をすべての者に確保するための」協力と「恐怖及び欠乏」からの解放をうたっている。識字運動のような文化の問題を除けばこのような民族自決や経済的社会的進歩の諸原則は、内容的には細川の主張した「革新」の内容とちかい。その意味で細川の民族政策に関する政策提言は総力戦段階における普遍的な問題にきわめて近接しえたものとして積極的に評価することができよう。

▲荒井信一先生略歴▼

一九二六年生れ。東京大学文学部卒業。専攻は国際関係史。現在『駿河台大学教授。『日本の戦争責任資料センター』代表。主著に『ゲルニカ物語』（岩波新書）『戦争責任論』（岩波書店）『原爆投下への道』（東大出版会）『第二次世界大戦』（同書店）などがある。

もっと広く知らせたい！

・日本ジャーナリスト会議会員 清水 雅彦

「十二月八日、来ていただけですが」。梅田正己さんの丁寧なお誘いがきっかけで、ぼくは「支援する会」結成十年の集いに参加させていただくことになった。それは、実質的にぼくが初めて横浜事件にふれる機会ともいうべきものだった。大川、関原両先生、そして被害者の方々のお話をお聞きし、どうしてジャーナリズムがこうした問題を積極的に取り上げないのかと疑問に思えてならなかった。それと同時に、権力に対する強い怒りを抱くことになったのだ。日本ジャーナリスト会議（JJC）の会員でもあるぼくは、

何とかこの事件の不当性を大衆的に知らしめることが必要だと思いはじめた。そんな折、JJC神奈川支部（準備会）の例会で横浜事件を扱うという話が具体化した。梅田さんのご協力もいただき、四月八日に弁護団の大川先生のお話をうかがった。「横浜事件と再審請求の今日の意味」についてお聞きしたが、事件そのもの

については、初めに弾圧ありきという思いを一層強くした。治安維持法がいかに歯止めのない、ひどい法律であったかということに思いを至らせないわけにはいかなかった。すさまじい言論弾圧を経験してきたはずのジャーナリズムは一体今どこへ行くこうとしているのかと考えると、本当にがっかりした。

また、再審請求については、裁判所自らが判決時の記録を処分しておきながら、責任逃れをしているのは断じて許し難い。司法のデタラメな態度を改めさせるには、しっかりと論理や証拠に加え、世論の後押しが不可欠だとぼくは思う。事件と判決の身を広く世に訴え、公正な裁判を求める署名を行うというのはどうだろうか。この事件を決して風化させないためにも大切なことであると思う。

世論はジャーナリズムや裁判を動かす力を持っている。その接点をどう作っていくべきかを模索したいとぼくは考えている。

納骨の日のこと

・再審請求人 小野 信子

昨年十一月五日、母、小野貞の納骨をぶじ済ませました。家からお骨が亡くなってしまったらどんなにか心細いことだろう、と思っていま

したが、納骨の前日、夢をみました。なんと母が、若者がごく自転車の荷台に立ち、気入りのカーディガンとスカーフでさつそうと風を切り坂道を登ってゆくのです。帰宅を待って聞くと、晴れやかな様子で、「美容院に行ってきた」と言

ったところで目が覚めました。「あっ、父に会うのでおしやれをしたのだ」と私もうれしくなりました。

この夢のお陰で、どんなにか私の気持ちに救われたか判りません。

納骨の当日は、支援する会の金田さんがお花をたくさん持ってきて下さり、兄家族と皆で母を父の隣りに納めました。

母と一緒に父を参った日のことが、昨日のように思い出されます。「どうせあんたたちのことだから」

と行楽も兼ねられる明るく整備された霊園に、桑畑十里の上州から父を移し何度か父の墓参りをしたのでした。

墓石の下には母が父に献じた俳句が丁寧にセロハンに包まれ、その日のままに父の隣りに置かれていました。何もかも準備して、やっと父と再会するのかもしれない。

「どうぞ、くれぐれも母を暖かくねぎらって下さい」

と父に手を合わせました。母の住所（区画番号）は、兄嫁のアイデアでアドレス帳に記されました。これから何度この地を訪ずれるのでしょうか。

桜の季節、富士が迎えてくれる季節、その時々どんな思いが去来しているのか、とにかく時の流れを先に進むしかない人間、自分の行く末を思いつつ山を下りて五ヶ月、この四月末に兄家族と初めて父母の墓参りに行ってきました。

家で仏壇に手を合わせることは母

を思うことであっても、会いにゆくというか訪れる感覚とはまた別で、とても楽しみにしておりましたが、春の訪れの遅い今年には東京ではすでに散った桜もまだ六分咲きで肌寒く、小雨もバラついて早々に墓前を引きあげ心残りのする墓参りとなりました。

帰宅して母の写真に「ただいま」と声をかけ、母の他界に慣れる日はくるのだろうかと所在のなさをもてあましつつ、せめて花が好きだった母の育てた植木が今年も花を咲かせるようにと、水をやり、しばし眺めました。

カンパを寄せ

られた方々

（敬称略）

へ1月〃大塚茂樹

へ2月〃三渡章高 小野明広 栗田

裕康 田口信行 中村正美

▼事務局だより

○原告団の御一人、気賀すみさんは膝の痛みもとれ、血圧も正常で、快い日々をお過ごしとのこと。ご趣味の盆栽では、蘭が見事に花をつけ目を楽しませているそうで、ご主人の遺影にかざられた大輪のカトレアを思い出しました。

○青山房子さんは、いま歯の治療中の由、「一人の食事は味気ないわ」とおっしゃりながら、毎月の老人会やお好きな植木、草花の手入れを楽しんでおられます。庭先に咲いていた白の秋明菊が目につかびます。

○ルポライター上羽修氏著『夢に駆けた——治安維持法下の青春』という本が青木書店から刊行されました。木村亨さん、小林英三郎さんのお二人が写真入りで紹介され、横浜事件の体験談を語っておられます。

○第一次再審請求から早や丸十年となりました。事務局財政が、実のところ大変窮迫しています。会費更新と新たな会員拡大に、なにとぞご協力をお願いします。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」